

伊丹市 AI チャットボット更新事業プロポーザルにかかる質問への回答

番号	資料名	頁・順番等	質問	回答
1	仕様書	P2 3. I.エ	「本市のホームページデータや指定するデータを基に正確性の高い～」とありますが、想定しているデータの容量(ファイル数、データサイズ等)がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	<p>ファイル数、データサイズとも特に想定はしておりません。サイト掲載情報以外の指定データについては、基本的にはテキストベースのFAQなどを想定しています。</p> <p>データ容量に上限がある場合はその内容を提案書に記載してください。</p>
2	仕様書	P4 II-キ	「データ連携用のデータアップロードができること」について、市で想定されているデータは QA のようなものをご想定されていますでしょうか。もしくは広報誌やマニュアルなどのドキュメントデータをご想定されていますでしょうか。	<p>お見込みのとおり主に QA のようなものを想定しております。</p> <p>広報誌や制度の手引き等は web サイトに掲載されているものを参照できると考え、データ連携用に個別にアップロードすることは想定していません。</p> <p>本市が想定する以外に、回答精度を高めるデータ連携用ファイルの在り方について、個別提案があれば提案書に記載してください。</p>
3	仕様書	p.7 8. 契約に関する条件等 (4)	「第三者が権利を有する著作物を使用する場合、著作権等に厳重な注意を払い、当該著作物の利用に関する費用負担を含む一切の手続きを受託者側で行うこと」とありますが、提案する AI アーキテクチャおよびそのコンポーネントに係る知的財産権について、提案者が所有権または適切な実施権を有していることの確認・保証は別途求められますでしょうか。	<p>企画提案書提出時には、契約書面等による確認資料の提出は求めませんが、提案する AI アーキテクチャ及びそのコンポーネントを含め、提案内容の実現に必要な知的財産権、実施権、利用許諾、OSS ライセンス等の権利関係については、提案者の責任において適切に確認・対応されていることを前提とします。</p> <p>なお、第三者の権利侵害、ライセンス違反等が生じないよう、必要な手続き及び費用負担については、受託者において対応してください。</p>

番号	資料名	頁・順番等	質問	回答
4	実施要領	p.2-3 3. 参加資格要件 (10)	参加資格要件として「過去5年間に地方公共団体に対して同種または類似サービスの導入実績を有すること」とありますが、参考として、本市が想定・参照している他自治体の導入事例や先行モデルがあれば、差し支えない範囲でご教示いただけますでしょうか。	本要件は、参加資格要件として各事業者の実績有無を確認するものとなります。実施要領 P.3、2～4 行目に記載のとおり、提案者が今回提案するシステムと同一のシステムを過去 5 年間に地方公共団体に導入した実績がある場合は、「ア 同種サービス」とし、今回提案するシステムとは別のチャットボットの導入実績しかない場合は、「イ 類似サービス」としてください。
5	実施要領	P4 6-(1) 情報セキュリティマネジメントシステム等の第三者認証の認定書 (写)	製品が利用しているプラットフォーム(PaaS 等)が ISMAP 登録済みである場合、言明対象範囲が確認できる公式資料(PDF)を認定書の写しとして提出することよろしいでしょうか。	提出資料により、利用するサービスが ISMAP 登録範囲内に含まれていることが明確であれば、記載の資料を認定書の写しの代わりとして認めます。
6	実施要領	P5 7.(2)	データ提出につきまして、貴市のメールサービスにおける、一度に送信可能なファイルサイズをご教示いただけますでしょうか。 なお、データ容量によっては、圧縮または分割のうえ提出させていただく予定です。	本市が一度に受信できるのは一通あたり 20MB となっております。 データ容量がそれ以上となる場合は、分割・圧縮、大容量ファイル送信サービス等を利用して送付してください。